

離島航路対策等の強化を求める意見書（案）

離島航路は島民にとって道路と同じ重要なインフラであり、地域を疲弊させないためにも航路を存続させていく必要があるが、民間事業者からは、財政的な理由等で航路の減便や廃止の検討をせざるを得ない厳しい状況が報告をされている。

本県は離島を多く抱えており、現行制度下では自治体の財政支援にも限界があり、下記のとおり新たな施策展開による国の財政支援を強く求める。

記

- 1 離島への定住化を実現させるため、令和5年3月末日をもって失効する現行「離島振興法」を抜本改正して延長させること。
- 2 「離島振興法」第7条の2による「離島活性化交付金等事業計画」を十分尊重し、第7条の3による交付金等の交付について「離島定住」に結びつく雇用の確保や地域資源を生かした産業の創出など、離島活性化に資する地域提案型のソフト施策を強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- 3 離島の基幹交通機関であるすべての航路に対して、離島航路補助金等の所要額を確保し、補助金算定基準を緩和して現行国庫補助割合を大幅に改善すること。
- 4 一島複数経路の存する離島においても、住民生活及び経済活動に必要と認められる航路については、国の支援の対象となるよう制度の拡充を実現すること。
- 5 最近の離島への関心の高まりに対応して、離島に観光客を呼び込むための支援策と併せ、航路の利用促進のため外国人観光客の受け入れ体制整備に関する支援制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月8日

香 川 県 議 会